

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

公務員専攻科・公務員特別科

1 学生が身に付けるべき資質、能力

日本国憲法15条には、公務員を「全体の奉仕者」と規定している。そのためには、公務員には「温かい人間性」、「社会の諸問題に対応できる判断力と技術」が必要である。

入学した学生には、公務員試験に合格するための多岐にわたる科目の「教養の力」（基礎能力）や全体の奉仕者としての使命が果たせるような「対人接遇能力」、「政治・行政・経済・財政・福祉等の現状を理解する能力」、「実践的なパソコンの技能等の円滑に事務処理を行う能力」を修得させ、学生がそれらを修得することにより、単位を認定している。

2 あげるべき学習成果

各教科の講師が実施する授業、小テスト、レポート、担任による面接指導、職場訪問、課題研究等を通じて、「全体の奉仕者」にふさわしい人間性、教養、技能の基礎を修得させる。それらの成果を「出席状況」や「期末テスト」や「卒業研究レポート」を通して評価し、定められた方針に沿って卒業の可否や学位授与の可否を認定する。

3 卒業、修了証書および専門士称号の授与について

校長、教職員による卒業判定会を開催し、卒業認定基準を満たした生徒に、塾長が卒業証書または修了証書を授与し、2年課程の卒業生には「専門士」の称号を与える。

単位修得・進級・卒業に関する規定

1、授業、出席、成績評価、単位認定について

(1) 授業と出席

規定のカリキュラムにより、前期 22 週、後期 12 週以上の授業を実施する。

前期、後期それぞれに、実施された授業時数の 3 分の 2 以上の出席が単位修得の必要条件となる。

(2) 成績評価と合否

前期科目については、5 段階評価の 5、4、3 は合格とし、2、1 は不合格とする。

後期科目については、5 段階評価ではなく、合否の判定を行う。

※成績評価決定方法については、シラバスおよび「成績評価における客観的な指標の算出方法」に記載

(3) 単位認定について

前期、後期とも、規定の授業を履修し、出席時数、成績が必要条件を満たした時、科目ごとの授業時数により定められた単位を修得したことが認定される。

2、修了、進級、編入、卒業について

(1) 修了の条件

- ・年間の取得単位数が 35 単位であること。
- ・学生としての本分に反していないこと。
- ・すべての納入金を完納していること。

上記の条件を 1 項目でも満たせない者は修了できない。

(2) 進級、編入の条件

①公務員特別科（2 年課程）の進級について

1 年次修了が認められ、進級試験に合格したものは、2 年に進級することができる。

②公務員専攻科（1 年課程）からの 2 年課程編入について

1 年課程生が、2 年課程を希望する場合、1 年次修了が認められ、編入試験に合格したものは、2 年課程に編入することができる。

(3) 卒業の条件

- ・所定の修業年数を在籍し、必要な単位（2 年間通算 72 単位）を修得していること。
- ・学生としての本分に反していないこと。
- ・すべての納入金を完納していること。

上記の条件を 1 項目でも満たせない者は卒業できない。

(4) 卒業、修了判定会

- ・後期授業終了後に校長、教職員による卒業判定会を開催し、規定に沿って、卒業および修了者を認定する。